

第88回行政苦情救済推進会議 議事概要

- 1 日時：平成24年12月6日(木) 14:00～16:00
- 2 場所：中央合同庁舎第2号館 総務省1002会議室
- 3 出席者
座長 大森 彌
秋山 收
加賀美 幸子
加藤 陸美
松尾 邦弘
(総務省) 行政評価局長 宮島 守男
大臣官房審議官 岩田 一彦
行政相談課長 田名邊 賢治
行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

- ① 自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮
- ② 国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の申請に係る被保険者の負担軽減
- ③ 留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善
- ④ 地縁団体名義への不動産移転登記手続きの改善促進
- ⑤ 有料道路の障害者割引に係る登録車両台数の拡大等

5 議事概要

①自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮

<<事案の概要>>

私は、自動車を廃車したことから自動車重量税の還付申請書を自動車検査登録事務所に提出した。その際、窓口では、還付までに1か月半から2か月程度の時間を要するとの説明を受けた。その後、特段の連絡がなかったため、およそ1か月半後に税務署に還付金の支払について問い合わせたところ、さらに約1か月後の支払になるとの説明を受けた。

その際、税務署から、「自動車重量税の還付申請書類は1か月単位で月に一度しか受け取らないことになっている。」との説明を受けた。仮に、このことが還付金支払に時間を要する大きな原因になっているのであれば、自動車検査登録事務所から税務署への自動車重量税の還付申請書類の受渡し等の還付事務

を迅速にしてほしい。

(大森座長)

一般的に還付申請の手續に際しコストがかからないならば、還付もできるだけ迅速に行うのが良いと考えるがいかがか。

(秋山委員)

一般論としては、還付手續は早い方が良いと思う。

コストと便益の関係の問題であり、多額の費用をかけてまで短縮することはいかがと思う。

(加賀美委員)

短縮される期間は、1か月ぐらいなのか。

(事務局)

半月ぐらいと聞いている。

(秋山委員)

還付額が膨大であれば、関心を持って議論しなければならないが、今回の還付額であれば、人員を強化したり、あるいは組織まで及ぶような範囲で改善するというのは、費用と便益の問題で疑問である。できる範囲内で、若干の予算で半月程度の迅速化が図られるならば、対応を求めるべきだと思う。

(松尾委員)

国税庁も、自動車重量税の還付手續だけでなく、他の業務も行っている。国税庁の中で、事務の流れができあがっているのであれば、国税庁は他の業務との組み換え等を行うことは難しいと考える。そこまで負担をかけるような事案か否かについては、検討しなければならない。

(大森座長)

事務処理の流れについて、もう少し迅速で効率の良いやり方がある。この観点で、短縮できるかどうかについて事務局で確認し、膨大な費用かかるようであれば、改めて会議において検討することとする。

②国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の申請に係る被保険者の負担軽減

<<事案の概要>>

私は、国民健康保険の被保険者であるが、高額療養費について、70歳以上の低所得者は、被保険者証、高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示すれば、窓口負担額が自己負担限度額となる。

ただし、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期間は1年となっており、

私は、毎年更新手続のために役場に出向いているが、高齢で身寄りのない入院患者にとって大きな負担となっているため、例えば、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示しなくても、窓口負担が低所得者の自己負担限度額までで済むなど手続の改善を図ってほしい。

(秋山委員)

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請は、出頭主義でなければならぬということはないと考える。

(加藤委員)

郵送申請は、請求先が国民健康保険だと医療機関からレセプトが届くため、申請書に不備があったとしてもそれを確認すれば大丈夫ではないか。

(大森座長)

資料の5ページの表によると、郵送による申請を限定している自治体がある。自治体側も逐一郵送による申請を認めるべきか否かを確認することは、手間がかからないか。郵送による申請を限定をすることに特段のメリットがあるとも思えない。

(秋山委員)

窓口で申請を待つよりも、郵送で申請させて機械的に処理する方が担当者も楽なのではないか。

(大森座長)

全ての場合において郵送による申請を認めていない取扱いとしている自治体に対し、理由を確認しているか。

(事務局)

全ての自治体に聞いたわけではないが、申請というものは窓口に来ていただいてやっていただくものだと思っている自治体もあるようである。

(大森座長)

そうであれば、郵送による申請を認めたとしても特に問題が起こることは予想できないので、関係行政機関と郵送を認めることについて検討できないか。

(事務局)

了解した。

(松尾委員)

本件は、二つの争点がある。一つは、申請があれば例外なく郵送による申請を拡大するということ、もう一つは周知の問題である。

療養を受けている者が医療機関に行き、高額な医療費負担をした場合、その負担に上限があることを知っている人もいるし、知らない人もいると思う。原則郵送による申請が可能なことだけでなく、高額療養費制度の周知について

も、国や地方公共団体で措置できる方法を考えてもらい、周知を行うよう働きかけた方がよいと考える。

(大森座長)

住民の側から見れば、より便利な方向へ改善するということであり、事務局は、関係行政機関と検討してほしい。改善できない場合は、次回会議において検討を行う。

③留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善

<<事案の概要>>

留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する時（刑事施設に移送されると被収容者となる。）に、留置業務管理者（警察署長等）が委嘱した医師が当該被留置者に処方した薬が残っている場合、全て廃棄処分することとされており、移送先の刑事施設では新たに医師による診察、投薬が行われることとなっている。被留置者等に対する医療行為は公費により行われているため、残った薬を処分してしまうことは、公費の無駄遣いになる。また、移送先の刑事施設において、直ちに医師による診察、投薬が受けられるとは限らず、継続的に服薬を要する被収容者が一時的に服薬することができなくなるおそれがあるため、被収容者の健康管理の観点から問題があるので、現行の仕組みを見直してもらいたい。

(加賀美委員)

薬を継続して服用できるようにすることが大事であり、途中で途切れることは身体のためによくない。留置施設における管理も適切に行っていると思われるので、途切れないようにするべきである。

(大森座長)

留置施設において処方薬を投与されていた移送者が刑事施設においても途切れなく投与されるための措置を講ずるようあつせんすれば、関係行政機関の了解は得られそうか。

(事務局)

法務省は、前向きに考えると思う。警察庁は、被留置者を移送した後に残った処方薬を廃棄していることについて、特段不適切なことを行っているという認識はない。不適切な対応をしていないという立場であり、すぐに対応するとは思えない。

(松尾委員)

留置施設の医師が処方した薬の移送時、移送後における服薬について、留置施設と刑事施設とのどちらが責任を負うか話し合ってもらうことになる。処方薬の受入側となる法務省から警察庁と協議させるという意味のあつせんの方

が良いのではないか。

(大森座長)

法務省が条件によっては薬を引き取ると言っているのだから、話し合いの余地はある。移送者の健康問題があるので、できるだけ途絶えることなく投薬できるような措置を共同で講じてはどうですかという内容のあっせんは、不適當ではないと思う。

(秋山委員)

刑事施設では、移送連絡票により健康状態や投薬状況などを事前に知りうる立場になっているのか。

(事務局)

移送連絡票に病状などを記載して、留置施設から刑事施設に事前に連絡している。しかし、口頭で伝えざるをえない場合もあるようである。

(大森座長)

移送者の健康管理を確保する観点から途切れなく薬の投与が受けられるようあっせんするという方向で、事務局は協議いただきたい。

④地縁団体名義への不動産移転登記手続きの改善促進

<<事案の概要>>

- ① 私が副会長を務めている高知市A町の自治会は、平成17年に地方自治法第260条の2に基づく地縁団体の認可を受けている。自治会が保有する不動産に、所有者107人の表示登記（昭和11年以降）されている山林がある。私は、自治会の会計担当も兼ねているので、この山林の固定資産税を納付してきており、いずれ認可地縁団体名に移転登記したいと考えている。

しかし、表示登記された所有者の多くが既に死亡しており、相続人の確定に膨大な手間や費用がかかるため、移転登記が困難な状況となっている。これでは、苦労して認可地縁団体になった意味も薄れるので、何か良い解決方法がないか教えてほしい（高知）。

- ② 地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要が生じ、関係住民等に提供を申し入れたところ、複数の地域住民の共有名義とされたまま、既にその多くの者が死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることが困難などの理由で、やむなく事業計画を変更するしかなかった。

地縁団体が明治時代から保有する墓地等のうち共有名義のものは元より登記名義人が多いことに加え、世代を重ねていることで相続関係者が膨大な人数となっており、現行の不動産登記法上に基づき相続権利者を確認する戸籍謄本の追跡調査等の労力は大変であり、極めて困難な実情にある。

地方公共団体で公共事業に従事した職員から、このような申出を受けたが、

この種の問題に対しては、円滑な公共事業を進めるため、また登記手續の負担軽減を図る観点から、何らかの制度改正が必要であるとする（群馬）。

（大森座長）

本件の論点は、あっせんの要否だが、何か働きかける必要があるのではないか。

（加藤委員）

あっせんの方向で良いではないか。

（大森座長）

その方向でよいと考える。対応を先延ばさないように念を押すべきである。

⑤有料道路の障害者割引に係る登録車両台数の拡大等

<<事案の概要>>

有料道路の障害者割引の対象車両について、あらかじめ登録した自家用自動車1台に限定され不便であり、改善してほしい。または、障害者本人が乗車していれば、登録車両に関係なく割引が適用されるよう改善してほしい。

（松尾委員）

資料では、障害者団体の要望には具体的な事例がない。実際に障害者を支援している人の意見、あるいはもう1台増やす必要があるのかないのかの意見を集めるべきではないか。その結果、もう1台自動車が必要と思われるケースがあれば、もう少し検討しなければならないと考える。

（加賀美委員）

日常生活が大変であり、障害者も具体的な事例を出しにくいのではないかと思う。

（大森座長）

私どもの要請を受け国土交通省は高速道路会社に働きかけたが、拒絶されたことを踏まえれば、仮に、我々があっせんしても国土交通省がどこまで対応できるか不明であるし、事業者が対応するかについても疑問が残る。あっせんするなら工夫しないといけない。

事情がわかったので、もう一度国土交通省と協議をして欲しい。その上で、次回の会議で判断する。